

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者住所

申請者氏名

担 当 者

氏 名 :

連絡先 :

占用工作物自主点検報告書

河川法施行令第9条の3に基づく、許可物件の点検状況について報告します。

1. 許 可 番 号

____年____月____日付 大阪市指令建第____号

2. 点検実施の有無

実施（実施日： 年 月 日） ・ 未実施

3. 点 検 結 果

○点検を実施していた場合

許可物件の損傷等の有無 有（ 年 月 日対策完了 済・予定） ・ 無

○点検を実施していない場合

許可更新時の安全性等が確保出来ている判断根拠

（ ）

※ 点検実施日は直近の日付を記載すること

点検実施日、損傷等対策完了日は年月のみの記載でも可

■河川法施行令（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第9条の3 法第十五条の二第二項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
 - 四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異常があることを把握したときは、河川管理施設等の効果的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

■河川法施行規則（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第7条の2 令第九条の三第一項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。）
 - 二 堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）
 - 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
 - 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等
- 2 令第九条の三第二項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が一年未満の場合にあつては、一年間）保存することとする。
- 一 点検の年月日
 - 二 点検を実施した者の氏名
 - 三 点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者住所

申請者氏名

担 当 者

氏 名 :

連絡先 :

占用工作物自主点検報告書

許可物件の点検状況について報告します。

3. 許 可 番 号

____年____月____日付 大阪市指令建第____号

4. 点検実施の有無

実施（実施日： 年 月 日） ・ 未実施

3. 点 検 結 果

○点検を実施していた場合

許可物件の損傷等の有無 有（ 年 月 日対策完了 済・予定） ・ 無

○点検を実施していない場合

許可更新時の安全性等が確保出来ている判断根拠

（ ）

※ 点検実施日は直近の日付を記載すること

点検実施日、損傷等対策完了日は年月のみの記載でも可